## 行政処分の状況について(処理業者)

※ここでいう「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)、「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令300号)のことです。

令和7年11月9日現在

NO	名称	代表者	住所	許可番号	許可の 年月日	許可の 有効期限	許可の区分	事業の範囲	処分の 内容	処分年月日	理由
1	リンクス株式会社	望月 望	静岡県静岡市駿河区鎌田 200番地の11	01900213916	令和4年4月14日	令和9年4月13日	産業廃棄物収集運搬 業(積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類以上7種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。)	取消	令和7年9月8日	法第14条の3の2第1項第4号に該 当したため。
2	株式会社東邦運輸	中島 秀治	東京都東久留米市本町三 丁目1番9号シャインハイ ツ東久留米1-E	01900075555	令和2年8月5日	令和7年8月4日	産業廃棄物収集運搬 業(積替保管を除く。)	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性 残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず、がれき類 以上9種類 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水 銀含有ばいじん等を含まない。)	取消	令和7年7月18日	法第14条の3の2第1項第4号に該 当したため。
3	株式会社リブ・ウイズ	川合 政夫	東京都足立区古千谷本町 三丁目5番7号	01900027683	令和6年8月30日	令和11年8月29日	産業廃棄物収集運搬 業(積替保管を除く。)	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。)	取消	令和7年5月13日	法第14条の3の2第1項第4号に該 当したため。
4	井上 亮		山梨県甲斐市富竹新田5 33番地	01901241632	令和6年7月25日	令和11年7月24日	産業廃棄物収集運搬 業(積替保管を除く。)	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶 磁器くず、がれき類 以上9種類 (石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物、水 銀含有ばいじん等を含まない。)	取消	令和7年2月6日	法第14条の3の2第1項第4号に該 当したため。
5	三枝 信		山梨県笛吹市石和町上平 井560番地4	01902233470	令和5年3月28日	令和10年3月27日	産業廃棄物収集運搬 業(積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類以上7種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。)	取消	令和6年1月11日	法第14条の3の2第1項第5号に該 当したため。
6	有限会社藤久	勝又 均	静岡県沼津市旭町103番 地	01900043033	令和5年2月13日	令和10年2月12日	産業廃棄物収集運搬 業(積替保管を除く。)	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。)	取消	令和5年11月9日	法第14条の3の2第1項第4号に該 当したため。
7	株式会社トータルサ ポートTOMITA	富田 陽一	山梨県甲府市朝気三丁目 18番3号	01901165110	平成30年5月28日	令和5年5月27日	産業廃棄物収集運搬 業(積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。)	取消	令和5年7月14日	法第14条の3の2第1項第4号に該 当したため。
	株式会社トータルサ ポートTOMITA	富田 陽一	山梨県甲府市朝気三丁目 18番3号	01951165110	令和4年3月5日	令和9年3月4日	特別管理産業廃棄物 収集運搬業(積替保管 を除く。)	感染性廃棄物 以上1種類	取消	令和5年7月14日	法第14条の3の2第1項第4号に該 当したため。
8	有限会社グリーン開発	菊島 けさ美	山梨県甲府市善光寺二丁 目15番18号	01902126069	令和3年3月3日	令和8年3月2日	産業廃棄物収集運搬 業(積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類(石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。)	取消	令和4年1月19日	法第14条の3の2第1項第4号に該 当したため。
J	有限会社グリーン開発	菊島 けさ美	山梨県甲府市善光寺二丁 目15番18号	01922126069	令和3年3月20日	令和8年3月19日	産業廃棄物処分業	木くず 以上1種類	取消	令和4年1月19日	法第14条の3の2第1項第4号に該 当したため。

## 行政処分の状況について(処理業者)

※ここでいう「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)、「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令300号)のことです。

令和7年11月9日現在

N	Ю	名称	代表者	住所	許可番号	許可の 年月日	許可の 有効期限	許可の区分	事業の範囲	処分の 内容	処分年月日	理由
	9	7限会社環境システム	小俣 孔希	山梨県甲府市増坪町216 番地10	01901130959	平成28年10月4日	令和3年10月3日	産業廃棄物収集運搬 業(積替保管を除く。)	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(※)、紙、ず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(※)、がれき類(※)以上14種類(※印があるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。)	取消		法第14条の3の2第1項第5号に該 当したため。
1	10	株式会社KOHWA	岸 備	神奈川県相模原市中央区 南橋本四丁目3番27号	01900057247	平成31年2月20日	令和6年2月19日	産業廃棄物収集運搬 業(積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスく ず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上6種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物 及び水銀含有ばいじん等を含まない。)	取消		法第14条の3の2第1項第4号に該 当したため。
1	11	石井建設株式会社	石井 敬二	山梨県上野原市棡原63番 地	01905097654	平成29年8月30日	令和4年8月29日	産業廃棄物収集運搬業(建業に	廃プラスチック類(※)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(※)、がれき類(※) 以上7種類(※印があるものは、石綿含有産業廃棄物を含まない)	取消	令和3年3月30日	法第14条の3の2第1項第1号に該 当したため。